



平成 18 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 アークランドサカモト株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂本 守蔵
(コード番号 9842 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 堀川 優人
(TEL. 0256-33-6000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 13 日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 11 日開催予定の第 37 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法制の現代化を内容とする新「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)とともに平成 17 年 7 月 26 日に公布され、平成 18 年 5 月 1 日に施行されることにより、最近の社会経済情勢の変化に対応するべく該当項目につき所要の変更並びに条文の整備を行うものであります。
- (2) 今後の事業展開に備えるため、第 2 条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (3) 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行を可能とするため、発行する株式の総数の変更を行うものであります。

これらに伴い、現行定款の該当項目につき所要の変更並びにその他条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以 上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (省 略)</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 ~ 26 (省 略) (新 設) 27 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、<u>30,000,000 株とする。ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減じる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 ~ 26 (現行どおり) <u>27 福祉用具、福祉・介護用機器の販売</u> <u>28 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000,000 株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は<u>会社法第 165 条第 2 項の規程</u>により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類) 第7条 (省略)</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p>	<p>(株券の種類) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第10条 当社の単元株式数は、100株とする。 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第12条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の<u>株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式に関する手続き及びその手数料については</u>、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する<u>取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 14 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>毎年 2 月 20 日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u> <u>前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 13 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 16 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月 20 日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長) 第14条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決 議) 第15条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p style="padding-left: 40px;">商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 (省 略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第17条 (省 略)</p> <p>(選 任) 第18条 (省 略) 前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によってこれを行う。 (省 略)</p>	<p>(招集権者及び議長) 第17条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第19条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第20条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第22条 (現行どおり) 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決をもって行う。 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 19 条 当社の取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 当社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>当社は、<u>取締役会の決議により</u>取締役会長、取締役社長各 1 名及び<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役</u>各若干名を選任することができる。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 21 条 (省 略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 22 条 (省 略)</p> <p>(決 議)</p> <p>第 23 条 当社の取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 24 条 (省 略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 25 条 当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 26 条 (省 略)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 23 条 当社の取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 24 条 当社の取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>当社の取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長、取締役社長各 1 名及び<u>その他の役付取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 当社の取締役の報酬、<u>賞与及び退職慰労金その他の職務執行の対価として</u>当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任)</p> <p>第 27 条 (省 略)</p> <p>前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によってこれを行う。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任 期)</p> <p>第 28 条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第 32 条 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の</u>補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する</u>時までとする。</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 29 条 当社の監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 当社の監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(招集通知)</p> <p>第 30 条 (省 略)</p>	<p>(招集通知)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>(決 議)</p> <p>第 31 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>監査役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(決 議)</p> <p>第 35 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第 32 条 (省 略)</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 33 条 (省 略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第 34 条 当社の営業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までの<u>1年とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第 35 条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 36 条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年 8 月 20 日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 37 条 当社の利益配当金及び中間配当金が、<u>その支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 39 条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年 2 月 20 日とする。</u></p> <p><u>当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 20 日とする。</u></p> <p><u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 40 条 当社の<u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>

以 上